

北海道国民健康保険運営方針に基づく取組

【総括表】

項目	Plan (計画)		Do (実施)		担当 係(課)	評価基準及び 進捗管理方法の設定	
	目 標	内 容	取組内容等				
			R元年度	R2年度			
医療に要する費用及び財政の見直し	財政収支の改善と均衡 (第2章 第2節)	1 北海道国民健康保険特別会計においては、市町村の事業運営の健全化を念頭に、繰越金や黒字幅を必要以上に確保することのないよう、道内国保全体の財政状況バランスを見極めながら運営する	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村の毎月の医療費の所要額を把握し、道から保険給付費等交付金の支払、国庫支出金や納付金等の受入 保険給付費の支払に不足が生じないよう、最終補正予算案で財政安定化基金からの取り崩し 前年度決算を分析し、現年度の予算編成に反映 	通年実施 予算計上 (R2.3) H31.10～	通年実施 取崩無し R2.10～	財政係	個表 1
	赤字の解消・削減 (第2章 第3節)	1 道は市町村と十分に協議を行い、赤字解消・削減の取組や目標年次等の設定について助言する また、単年度での赤字の解消が困難な市町村は、6年以内を基本とした計画を策定し、段階的な赤字の解消に取り組む（6年以内に解消が困難な場合は、市町村の実情に応じて設定）	<ul style="list-style-type: none"> 赤字解消計画を策定した市町村に対して、赤字解消に向けた取組の進捗状況などを把握 新たに赤字解消計画の策定が見込まれる市町村に対して、計画策定に向けた取組や目標年次の設定などの助言を実施。 計画変更の検討が必要となった市町村について、目標年次の設定などの助言を実施し変更計画を策定 赤字が解消された市町村 	25 市町村(@23市町村 @2市町村) 3 市町村 } R1.8～ 4 市町村 } 7 市町村 (参考) 計画策定市町村：21	27市町村(@23市町村 @2市町村 令元2市町村) 2 市町村 } R2.8～ 7 市町村 } 6 市町村 (参考) 計画策定市町村：17	運営第2係	個表 2
	財政安定化基金の使用 (第2章 第4節)	1 財政安定化基金の設置 2 特例基金の設置 3 市町村に対する貸付額については、貸付を受けようとする市町村の申請額に基づき、市町村が標準保険料率を基礎として適正な賦課を行うことを前提に道が保険料(税) 収納不足額を算定し、貸付額(無利子)を決定 4 道に対する貸付額については、財源不足額について、財政安定化基金を取り崩し、道国保特会に繰入を行う 5 交付金については、収納不足額の2分の1以内とし、市町村の「特別な事情」や収納率目標の設定状況等に応じて、道がその交付の範囲を決定	1 財政安定化基金の設置 2 特例基金の設置 3 貸付希望調査の実施 補正予算案作成、貸付額の決定 4 財源不足の場合、基金の取崩 5 状況の把握、必要性の検討 胆振東部地震における被災3町への交付事業に係る所要額を30年度最終補正予算に計上	— — R1.11～ R1.12～ 57億円 R1.11～ 480千円	— — R2.11～ R2.12～ — R2.11～ —	財政係	

項目	Plan (計画)		Do (実施)		担当 係(課)	評価基準及び 進捗管理方法の設定	
	目 標	内 容	取組内容等				
			R元年度	R2年度			
保険料 (税) 関係	保険料水準の統一 (第3章 第2節)	1 激変緩和措置の期間(平成30年度から35年度までの6年間を基本に検討)終了時を目標に保険料水準の統一を目指すこととし、具体的な進め方については、基本的に3年ごとの運営方針の見直しの中で検討する	保険料水準の統一(医療費水準反映係数α=0)に向けた具体的な進め方について市町村と協議。	H30.11~	R2年度市町村連携会議(計4回)及び運営方針策定に係る意見照会により、市町村と協議。	財政係	
	保険料(税) 収納率の向上 (第4章 第2節)	1 先進事例を参考にした収納事務の年間スケジュールの作成 2 短期被保険者証・資格証明書の交付基準等の作成 3 滞納処分の実施基準等の作成 4 コンビニ収納等の収納環境の整備やコールセンターの活用等による収納体制の強化などの市町村の取組を支援 5 市町村の実務担当者向け研修のほか、初任者向け研修や徴収体制の整備に責任を有する管理監督者向けの研修を実施 6 先進的な取組を行っている市町村職員の協力を得ながら、収納率向上に向けた助言等の支援を充実させる	① 収納率向上対策チーム【推進事項1・2・3・6関連】 収納率向上に実績を有する10市町村の収納担当課長等で構成 ○収納事務の標準的なあり方を検討・協議 ・少額分納の廃止・縮減 ・口座振替納付の促進方法 ・滞納処分の確実な実施のための標準的なスケジュール ・滞納者との接触の機会確保に向けた短期被保険者証の活用等について協議 ② コンビニ収納等に新たに取組む市町村に対し、都道府県繰入金により財政支援【推進事項4関連】 ③ 研修会の開催【推進事項5関連】 ④ 収納率向上アドバイザー事業の実施 ・対策チームメンバーが目標収納率に達していない市町村に赴き、具体的な収納率向上対策を助言	1回(H31.4) R2.3 R元.11 7市町村(R元.7~R元.10)	5回 R3.3 新型コロナウイルス感染症の影響により未開催 2市町(R3.2~R3.3)※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、書面により実施	財政係	個表3
保険 給 付 関 係	道による保険給付の点検、事後調整 (第5章 第2節)	1 広域的又は医療に関する専門的見地から、市町村が行った保険給付の点検を実施する 2 大規模な不正請求事案に係る返還金の徴収	1 レセプト二次点検システムを構築中 2 市町村と意見交換し、方針等を作成	R2.3 H31.2	R2.4~	運営第1係	
	療養費の支給の適正化 (第5章 第3節)	1 海外療養費 (1) 受託可能な事業者や条件、費用等に係る情報提供などの支援 (2) 道内市町村で支給実績のある海外医療機関の受療情報のデータベース化及び情報提供	(1) 国保連合会でレセプト二次点検を受託し、レセプトの作成業務等を行い、市町村へ提供 (2) 2次点検でのデータの蓄積状況によりデータベース化や情報提供について検討	— 随時	— 随時	運営第1係	
		2 柔道整復、はり・きゅう、あんま、マッサージ (1) 保険者における二次点検の手引き等の作成及び点検事例の情報提供 (2) 市町村向け各種研修会等	(1) ・あはき療養費については、平成31年1月1日以降受領委任制度が導入 ・平成31年4月1日に国保連合会で審査委員会を設置 ・その審査委員会での審査(一次点検)状況を踏まえ、国保連合会と協議の上、保険者における二次点検を検討 ・検討に基づき事務処理マニュアル(第一版)を改正する予定 (2) ・国民健康保険実務講習会において算定基準に関する留意事項等を説明	— R元.8	— 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面により開催	運営第1係	
	レセプト点検の充実強化 (第5章 第4節)	1 点検項目一覧等の作成 2 研修会及び現地助言の実施 3 医療給付専門員による助言	1 レセプト点検の着眼点等のテキストを作成し、テキストを使った研修会を開催 2 市町村のレセプト点検員対象の研修会や道の医療給付専門指導員による助言を実施 3 市町村職員を対象とした医療給付専門指導員による現地助言を実施	— 1回、78市町村(R1.8) 36市町村(R1.5~)	— 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面により開催 22市町村(R2.8~)	運営第1係	
第三者求償の取組強化 (第5章 第5節)	1 各市町村が早期に数値目標を定め、計画的に求償事務に取り組むことができるよう、連合会や国が委嘱している第三者行為求償事務アドバイザーと連携し、助言等の支援を行う 2 各市町村の取組状況を把握しながら、一般社団法人日本損害保険協会との一層の連携強化など必要な対応を行う	1 市町村へアドバイザーの積極的な活用を周知 2 損害保険協会北海道支部に傷病届の迅速化を依頼 市町村にも再度、届出の遅い損害保険会社の報告を依頼	R1.10 R1.10	R2.6 R3.2	運営第1係		

項目	Plan (計画)		Do (実施)		担当 係(課)	評価基準及び 進捗管理方法の設定	
	目 標	内 容	取組内容等				
			R元年度	R2年度			
医療 費 適 正 化 関 係	特定健康診査受診率、特定保健指導実施率向上 (第6章 第2節 1)	1 先進的な事例の収集及び情報提供 2 被保険者に対する広報・普及啓発等 3 市町村に対する助言及び支援 4 個人の予防・健康づくりに向けた自主的な取組、インセンティブの提供 5 関係団体との連携	1 特定健診等の実施率、取組内容の調査 好事例を市町村へ情報提供 2-1 特定健診実施率向上対策事業 医療機関・調剤薬局・生命保険会社を通じて、特定健診の 受診対象者に対して勧奨を実施 2-2 国保医療課ホームページへの特定健診受診案内の掲載 3-1 特定健診及び特定保健指導の受診率が低い市町村に対し、 北海道厚生局と連携し助言を実施 3-2 道独自に市町村に対し助言を実施 4 市町村が行う健康マイレージ事業への道調整交付金による支援 5 保険者協議会において、医師会等の関係団体と情報共有	R1.9、R1.12 R1.11~R2.3 通年 10市町村 (R1.6~R1.11) 30市町村 (R1.10~R2.3) 28保険者、2,283千円 (R2.3) 保険者協議会5回開催	R3.2 R2.11~R3.1 通年 8保険者 (R2.8~11) 42保険者 (R2.10~11) 31保険者・2,544千円 (R3.3) 保険者協議会4回開催 (R2.5、R2.8、R3.1、R3.3)	保健事業 推進係	個表 4
	保健事業実施計画の策定 及び推進 (第6章 第2節 2)	1 道は、北海道国保連合会と連携して、今後すべての市町村においてデータヘルズ計画が策定されるよう支援するほか、計画の推進に 当たっては、国保データベースの有効活用などにより、生活習慣病の発症予防や重症化予防などの取組が充実するよう助言する	・ 市町村のデータヘルズ計画策定状況の把握 ・ 未策定の保険者へ、国保連合会の保健事業支援・評価委員会や国交付 金の活用について助言	174/179市町村 (R1.6) 随時	177/179市町村 (R3.3) 随時	保健事業 推進係	個表 5
	生活習慣病対策の充実 (第6章 第2節 3)	1 一次予防対策 (1) ア 北海道国保連合会による保健推進員に対する研修会の実施を支援 イ 北海道版食事バランスガイドを活用してバランスの取れた食事の普及啓発の取組を推進 (2) 運動については、市町村等と連携して、その必要性とともに、歩行や体操、冬期でも気軽にできるノル ディックウォーキングなどの普及啓発の取組を進める (3) 高齢者に関しては、インフルエンザや肺炎に罹患することで症状が重篤化する可能性が高いことから、 予防接種を受けることが重要であり、予防接種が進むよう普及啓発や市町村における実施に関する支援を行う 2 二次予防対策 (1) 被保険者に対する受診勧奨を円滑に行うため、市町村においては、健診結果を分かりやすくする工夫を行ったり、健診結果を個別 に説明するなどの保健指導や早期治療につながる対応が必要であることから、市町村の取組を支援する	(1) ア 保健推進員リーダー研修会 イ 「北海道食事バランスガイド」等普及啓発事業の実施 (2) ① ホームページ掲載 ② すこやかロード登録促進事業 (3) ① ホームページでの周知 ② 高齢者用肺炎球菌の定期接種について、接種率の向上に努 めるよう市町村あて通知	札幌市 (R1.9) 31地区 (通年) 通年 通年	中止 (新型コロナ感染症対策のため。オンラインや書面での開催で は目的が達成できないので開催方 法の変更や延期ではなく中止。) 17地区 (通年) 通年 ホームページ等を活用し、周知に 努めた。高齢者向けインフルエン ザワクチンの優先接種に関して、 SNSやメディア等を活用し、広く 周知した。	(1) ア保健事 業推進係 イ地域保 健課 (2) 地域保健 課 (3) 感染症対 策課	保健事業 推進係

項目	Plan (計画)		Do (実施)		担当 係(課)	評価基準及び 進捗管理方法の設定	
	目 標	内 容	取組内容等				
			R元年度	R2年度			
医療費 適 正 化 関 係		3 三次予防対策 (1) 市町村における取組が円滑に実施できるよう「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定するとともに、市町村の取組状況を情報共有したり、医師会等関係団体とも連携するなど、市町村の取組に対する協力体制を構築する	<ul style="list-style-type: none"> 北海道版の「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定 市町村の取組状況を道医師会や北海道糖尿病対策推進会議と情報共有・市町村への支援依頼 (R元年度のみ) ※市町村取組状況調査 地域の糖尿病関係の会議において、郡市医師会等の関係機関に対し、市町村への支援を依頼 	<p>— R1.9</p> <p>144/179市町村 80.4%</p>	<p>— R2.9</p> <p>155/179市町村 86.6%</p>	保健事業 推進係	個表 6
	たばこ対策 (第6章 第2節 4)	<ol style="list-style-type: none"> 喫煙が及ぼす健康への影響についての普及啓発 たばこをやめたい人に対する禁煙支援体制の充実 未成年者の喫煙防止 妊産婦の喫煙防止と女性の喫煙率低下 行政機関や職場等のほか、家庭での受動喫煙防止 	<ol style="list-style-type: none"> ①ホームページ(北海道のたばこ対策等)での普及啓発 ②No-Tobacco展等の世界禁煙デー及び禁煙週間等での普及啓発 ①相談窓口を設置し禁煙相談を実施 ②ホームページ(北海道のたばこ対策等)での普及啓発 道内小学校等で喫煙防止教育の実施 北海道喫煙防止健康教育教材(DVD)の活用による普及啓発 北海道受動喫煙防止条例に関する地域説明会等の開催 おいしい空気の施設(※)の登録促進 ※令和2年度より「北海道のきれいな空気の施設」 	<ul style="list-style-type: none"> ・通年 ・R1.5.27~29 ・通年 ・13保健所で実施 ・15保健所、53市町村で活用 ・6圏域で開催 ・登録数:785施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・通年 ・R2.5.25~27実施 ・通年 ・9保健所で実施 ・7保健所、25市町村で活用 ・24保健所で開催 ・登録数:971施設 	地域保健 課	
	歯と口腔の健康づくり (第6章 第2節 5)	<ol style="list-style-type: none"> フッ化物洗口については、市町村に対する実施手順の提示や、市町村が学校等で実施する実技研修に対する助言など、必要な支援を行う 歯周病予防については、定期健診の受診を勧奨するほか、日本歯科医師会が策定した生活歯援プログラムを保健指導において活用するなど歯科健診及び保健指導の普及啓発に努める 高齢者については、保健所に設置されている保健医療福祉圏域連携会議などを活用して、口腔ケア対策の取組内容に関する情報を共有し、各市町村における取組を支援する 	<ol style="list-style-type: none"> 実技研修や保護者説明会への専門職の派遣及び研修で使用した物品の提供 生活歯援プログラムに基づく、保健指導に重点を置いた歯科健診のモデル実施と、取組事例及び具体的な導入方法などの情報提供 保健医療福祉圏域連携推進会議などを活用した、関係者間での情報共有 	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>随時</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、中止</p> <p>随時</p>	地域保健 課	
	重複受診や頻回受診に係る指導の充実 (第6章 第2節 6)	<ol style="list-style-type: none"> 適正な受診に向けた意識啓発 都道府県繰入金を活用し、市町村における重複受診者等への訪問指導等の充実に向けた取組の促進を支援するとともに、先進的な事例を収集し、情報提供を行う 	<ol style="list-style-type: none"> 国保連から市町村に重複服薬対象者情報を提供 	<p>毎年</p>	<p>毎年</p>	(保健事業 推進係)	
	適正受診及び適正投薬の推進 (第6章 第2節 7)	<ol style="list-style-type: none"> 被保険者に対し、様々な機会を活用して症状の緊急性に応じて適正な受診についての理解を広めるなど普及啓発に取り組む 被保険者が「お薬手帳」を所持し、受診する医療機関や保険薬局において掲示することで、適切な投薬がなされることにつながることから、関係団体の協力を得ながら被保険者に対する手帳の普及啓発に取り組む 	<ol style="list-style-type: none"> ホームページにて普及啓発 薬と健康の週間にあわせた普及啓発 	<p>通年</p> <p>R元.10 (10.17~23)</p>	<p>通年</p> <p>R2.10 (10.20~21)</p>	医薬	
	後発医薬品の使用促進 (第6章 第2節 8)	<ol style="list-style-type: none"> 道においては、国の目標達成に向けた取組を推進するため、北海道国保連合会と連携し、後発医薬品の数量シェアを把握し、市町村に対し定期的に情報提供する取組を行うとともに、後発医薬品差額通知が未実施である市町村に対しては、進まない理由を確認するなど、実施に向けて必要な助言を行い、後発医薬品の使用促進に重点的に取り組む 道においては、後発医薬品の普及について、医療関係者等から理解を得られるよう関係団体と緊密に連携して取り組む また、道立病院において後発医薬品の使用促進に引き続き努めるとともに、国保直営診療施設に対し、必要な助言を行う 	<ol style="list-style-type: none"> 国保連合会から市町村へ、数量シェアの状況を毎月メールにより情報提供 ・差額通知未実施の市町村には、実施に向けた助言 ・差額通知の実施状況 道内7医療機関の後発医薬品採用リストの取りまとめを行い、ホームページに公表 ・後発医薬品安心使用協議会の開催(年1回) 道立病院(5箇所)における採用数量の割合 	<p>179市町村</p> <p>随時</p> <p>166/179市町村</p> <p>R1.7</p> <p>R元未実施 ※新型コロナ感染拡大による 82.7%(R2.3)</p>	<p>179市町村</p> <p>随時</p> <p>175/179市町村</p> <p>R2.3</p> <p>R2年度未実施 ※新型コロナ感染拡大による 81.2%(R3.3)</p>	保健事業 推進係 医務業務 課 道立病院 局	個表 7

項目	Plan (計画)		Do (実施)			担当 係(課)	評価基準及び 進捗管理方法の設定
	目 標	内 容	取組内容等				
			R元年度	R2年度			
事務の 広域化 関係	事務の標準化・広域化・ 効率化・統一化等 (第7章 第1節)	<ol style="list-style-type: none"> 被保険者証の様式及び有効期限等の統一、高齢受給者証との一体化 新たな制度により発生する事務等に係る事務処理マニュアルの作成 地方単独事業に係る法別番号の設定等 国庫負担金等の申請及び実績報告の効率化 基準の統一化 <ol style="list-style-type: none"> 葬祭費及び出産育児一時金に係る支給金額の統一 届出遅延に係る遡及給付 保険料(税)の減免 一部負担金の減免 高額療養費等の支給に係る申請の勧奨 市町村事務処理標準システムを活用した事務の効率化・標準化・広域 その他 <ol style="list-style-type: none"> 国保事業の広域化について、関係市町村間の調整を行うほか、道特別調整交付金により支援する 収納対策の共同実施について、道調整交付金に支援を行うほか、運営に対する人的支援を行う 医療費適正化・保健事業の共同実施について、市町村における特定健診の受診率向上のため、保険者協議会や連合会と連携し、広報や普及啓発に取り組む 国保データベースシステムによる検診・医療情報などを活用するとともに、各保険者が実施している医療費適正化や保健事業の取組状況について随時情報共有を図るなどして、市町村及び連合会における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言や支援を行う 後発医薬品の使用について、関係団体を通じ、医療機関への理解促進と協力依頼を行う ほかにも、保険者が共同して実施することが可能な対策を市町村と協議しながら検討し、共同実施の取組を推進する 	<ol style="list-style-type: none"> 平成30年8月より順次様式の統一と一体化を実施 事務処理マニュアル(高額療養費等)の内容更新 平成30年8月請求分からの併用化を実施 各種道様式の検討及び各システムから様式への自動連携を検討 <ol style="list-style-type: none"> 平成30年4月より葬祭費の統一化を実施 事務処理マニュアルにより面談記録表の標準例を作成 標準例策定に向けた検討 (対策チーム協議、たたき台の協議) 標準例案、事務フローを作成 申請の簡素化に伴う誓約書の作成 システム導入の働きかけ 未導入市町村向け説明会の実施 導入市町村向け説明会の実施 未導入市町村個別説明 導入未定市町村個別説明 <ol style="list-style-type: none"> 関係市町村間の調整、道調整交付金による支援 庁内関係部局との意見交換 保険者協議会にて保険者の取組の共有 	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>未定</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>H31.4、R1.6、R1.9、R1.10</p> <p>R1.11</p> <p>R2.2</p> <p>—</p> <p>4箇所 (R1.10~)</p> <p>1箇所 (R1.5)</p> <p>20箇所 (H31.4~R2.2)</p> <p>R2.3</p> <p>R元.6</p> <p>R2.2</p>	<p>—</p> <p>R2.5</p> <p>—</p> <p>未定</p> <p>—</p> <p>R2.5、R2.8、R2.11</p> <p>R2.12</p> <p>—</p> <p>4箇所 (R2.9とR2.10)</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大により中止</p> <p>24箇所 (R2.6~R3.3)</p> <p>1箇所 (R2.8)</p> <p>R3.3</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大による未開催</p> <p>R2.8</p>	保健事業 推進係 財政係 運営第 1,2係	
他 施策 との 連携	保険医療サービス及び福 祉サービス等に関する施 策との連携 (第8章 第1節)	<ol style="list-style-type: none"> 国保データベースシステム等情報基盤の活用 保険医療と福祉サービスに関する施策等の連携 <ol style="list-style-type: none"> 道内及び他都道府県における保健医療サービスと福祉サービスとの連携に関する好事例の紹介 市町村と関係団体が連携する上での必要な支援 	<ol style="list-style-type: none"> 国保連と協力し、市町村へ支援 国保データベースを活用し、データ分析を行い、市町村や国保連へ提供予定 <ol style="list-style-type: none"> 国の会議等を通じ、他府県の好事例を収集 関係団体と連携した市町村保険事業の実施に際し、適宜助言 	<p>随時</p> <p>R2.3</p> <p>通年</p>	<p>随時</p> <p>R3.3</p> <p>通年</p>	保健事業 推進係	
そ の 他	国保データベースの活用	<ol style="list-style-type: none"> 保健事業実施計画の推進に当たっては、国保データベースの有効活用により、生活習慣病の発症予防や重症化予防などの取組が充実するよう助言する 国保データベースシステムによる健診・医療情報などを活用し、市町村及び北海道国保連合会に対し必要な助言及び支援を行う 	<ol style="list-style-type: none"> 国保連と協力し、市町村へ支援 国保データベース等を活用し、データ分析を行い、市町村や国保連へ提供予定 	<p>随時</p> <p>R2.3</p>	<p>随時</p> <p>R3.3</p>	保健事業 推進係	